

議員提出議案第17号

ライドシェア解禁に慎重な審議を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年10月3日

提出者	11番	伊藤	よしのり	19番	大高	拓
	21番	筒井	たかひさ	22番	平田	みつよし
	23番	秋本	とよえ	29番	中村	しんご
	30番	くぼ	洋子	31番	出口	よしゆき
	32番	上原	ゆみえ	33番	黒柳	じょうじ

葛飾区議会議長 安西俊一 殿

ライドシェア解禁に慎重な審議を求める意見書

政府は、訪日外国人観光客を平成32年に4千万人とする目標を掲げており、増加する交通需要に対応するため、規制改革推進会議でライドシェアの導入に向けての議論を進めている。

しかし、ライドシェアは、二種免許を持たない一般ドライバーが自家用車で旅客を輸送するもので、我が国では道路運送法で禁止されている、いわゆる白タク行為にあたり、安全を旨とする公共交通とは相容れないものである。

また、昨年5月に「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決成立した際にも、ライドシェアの導入は認めない旨の附帯決議が採択されており、運行管理や車両整備等の責任を負う主体を置かないままに、自動車のドライバーのみが運行責任を負う形態で旅客輸送を有償で行うことは、安全の確保や利用者の保護等の観点からも問題であり、極めて慎重な検討が必要である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、ライドシェアの解禁について慎重な審議を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。